

益城町公告第44号

益城町立第2保育所について、公私連携保育法人の指定に関する公募型プロポーザルによる手続きを開始するので公告する。

令和7年8月25日

益城町長 西村 博則

1 目的

益城町では、4園の保育所を直接運営していますが、保育士や調理員が不足傾向にあり、施設の老朽化も進んでいるため、令和4年度に「町立保育所のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を組織し、そのあり方を検討してきました。

検討委員会から、今後も、町立保育所全てを継続して益城町が運営することは難しく、民間活力を活用し、「公私連携型保育所」へ移行することが一番望ましい有効な選択肢であるという答申を受け、町にて、令和9年4月から益城町立第2保育所を公私連携型保育所に移行することを決定しました。

この答申に沿って、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条の8第1項に規定する公私連携保育法人として保育所の運営を行う法人を次のとおり募集します。

2 概要

- (1) 公告内容 益城町公私連携保育法人の指定に関する公募型プロポーザル実施
- (2) 対象施設 益城町立第2保育所（定員75人）
上益城郡益城町大字砥川125番地の1

- (3) 公私連携型保育所における保育及び子育て支援事業に関する基本的事項

別紙1（公私連携保育法人が行う保育及び子育て支援事業の基準）のとおり

- (4) 移行時期 令和9年4月1日から

- (5) 協定の有効期間

公私連携保育法人の指定の日から起算して3年以上で、かつ、5年を超えない範囲で益城町が定めるものとします。ただし、町長が、協定に基づく保育の提供などが適切に行われているかについて、定期的に事業報告書等により確認した上で、協定の内容について必要な見直しを行い、協定の期間を更新するものとします（法第56条の8

第11項の規定に基づく公私連携保育法人の指定の取消し（以下「指定取消し」という。）をするときを除く。）。なお当該指定の日は、調整保育業務に必要と認める期間等を考慮し、令和8年4月1日から令和9年4月1日までの間で定めることとします。

（6）調整保育業務期間

6か月を上限に町長が必要と認める期間は、現在の益城町立第2保育所に候補法人の職員である保育士等を派遣し、次に掲げる引継ぎの内容を踏まえ、調整保育業務（個々の児童の状況等を把握するとともに、益城町立第2保育所に入所する児童及び当該児童の保護者との信頼関係を構築することを目的として、法人の雇用する保育士等が現保育士等と共同で保育を実施することをいう。）に従事させるなど、適切に引継ぎを行うものとしします。

この調整保育業務に必要な経費については、候補法人と協議の上、益城町が予算に計上し、派遣の実績に基づき負担するものとしします。ただし、町長が調整保育業務を必要としないと認める場合は、この限りではありません。

（7）委託費等の支払い

ア 委託費

益城町は、毎月初日における年齢ごとの在籍児童の人数に応じて、子ども・子育て支援法附則第6条第1項に規定する委託費を支払います。なお、児童が月途中に入所し、又は退所した場合は、年度末に精算を行います。

イ 委託料及び補助金

a 委託料（延長保育事業補助金相当額）

益城町は、益城町延長保育事業補助金交付要項（平成27年益城町告示第76号）の規定に準じて、法人が実施する延長保育事業の実績に応じて委託料を支払います。

b 運営補助金（障害児保育事業費補助金相当額）

益城町は、益城町障害児保育事業補助金交付要綱（平成15年益城町告示第13号の1）の規定に準じて、法人が実施する障害児保育事業の実績に応じて補助を行います。

c 令和9年度以降、益城町内の私立保育所に対して実施する補助事業（保育補助者雇上強化事業等）について補助を行います。

3 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしている事業所であること。

- (1) 「社会福祉法人」(以下「応募資格法人」という。)の法人格を有すること。
- (2) 法人の本部が、熊本県内にあり、緊急時に統括責任者が1時間以内に益城町へ駆け付けられること。
- (3) 令和7年4月1日現在、熊本県内で、認可保育所(保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園)を直接運営し、かつ、5年以上運営した経験を有すること。
- (4) 社会福祉事業に熱意と識見を有する者であること。
- (5) 申請時において、自己資金として、益城町立第2保育所の年間事業費の12分の1に相当する額(900万円程度)以上の自己資金を有すること。
- (6) 法第35条第5項各号に掲げる基準に適合していること。
- (7) 法令、関係通知等を遵守し、申請をした法人自らが公私連携型保育所を運営すること。
- (8) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 過去に法第58条各項の規定による認可の取消しを受けた者

イ 過去に子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第40条第1項の規定による確認の取消し又はその全部若しくは一部の効力の停止を受けた者

ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく指定管理者の指定を取り消された者(法人の責めに帰することができない指定の取消しを除く。)

エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4各項の規定に該当する者(地方公共団体の一般競争入札の参加資格に抵触する者に該当する者)

オ 益城町から益城町物品購入及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成21年益城町告示第47号)に基づく指名停止を受けている者

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続を開始している者

キ 法人の代表者その他の役員が暴力団等の暴力的組織の構成員である者その他公序良俗の観点から公私連携保育法人としてふさわしくない者であると認められる者

ク 法人の代表者その他の役員又はその使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3(強制執行行為妨害等)又は第198条(贈賄)に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経

過しない者

ケ 益城町職員が役員及び構成員となっている者

コ 法人税及び法人住民税について滞納がある者

4 募集の周知及び募集要綱の配布

(1) 期間 令和7年8月25日(月)から令和7年10月3日(金)まで

(2) 周知及び配布方法 益城町ホームページ

5 第1回施設見学会

(1) 実施期間等

日 時 令和7年9月6日(土) 午前9時30分(30～60分程度)

会 場 益城町立第2保育所(益城町大字砥川125番地の1)

(2) 留意事項

ア 希望者は、令和7年9月4日(木) 午後5時までに別紙3の1(益城町公私連携保育法人募集見学参加申込書)に記入の上、メールにより、益城町役場こども未来課保育係宛に送信してください。メール送信後は、着信の確認をしてください。

イ 9月5日(金) 午後5時までに受付票を返信しますので、ご持参ください。受付票がない場合、参加はできませんので、ご注意ください。

ウ 見学時は、町の指示に従ってください。

エ 申込者全体の見学会になります。会場での質問に関しては一切受け付けません。質疑がある場合は、質疑応答期間に質問ください。

オ 見学会当日は、土曜保育を実施中であるため、当日体調が優れない場合は、参加を控えてください。

6 第1回質問及び回答

募集要綱等に関する質問は、益城町ホームページに掲載する別紙4質問書により、メールで提出してください。メール送信後は、送信した旨の連絡をお願いします。

(1) 質疑締切 令和7年9月17日(水) 午後5時まで

(2) 提出先 益城町役場 こども未来課 保育係

(3) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和7年9月24日(水)までに益城町ホー

ムページに掲載します。この方法以外での回答は、一切行いません。

7 参加表明書の提出

- (1) 提出期間 令和7年10月3日（金）午後4時まで
- (2) 提出先 益城町役場こども未来課保育係（1階 8番窓口）
- (3) 提出書類

別紙2（益城町公私連携保育法人指定申請書類）に記載の書類のうち、次の書類を1部提出してください。なお、各書類には、ページ番号、表紙・目次を付けるとともに、左綴じとし、書類名（略称可）が分かるよう右端にインデックスを添付して、A4判のファイルに綴じてください。

その際の書類の順番は、別紙2（益城町公私連携保育法人指定申請書類）に掲げる順番にしてください。

- ① 益城町公私連携保育法人指定申請書 別記第1号様式
- ② 公私連携型保育所職員計画書 別記第1号様式の別添1
- ③ 公私連携型保育所運営等に関する調書 別記第1号様式の別添4
(その1及びその2)
- ④ 指導監査指摘事項調書 別記第1号様式の別添6
- ⑤ 別紙2 益城町公私連携保育法人指定申請書類
- ⑩ その他の提出書類 ア～コ

(4) 提出方法

窓口への持参による※

※ 事前に連絡のうえ、直接持参してください。郵便による提出は、受け付けません。

8 事前審査の通知

選考基準に基づき、**10事業者程度を**書類審査にて選定します。

審査結果については、令和7年10月8日（水）までに文書にて通知します。

9 第2回施設見学会

事前審査で選定された事業者を対象に次のとおり施設見学会を開催します。選定を受けた事業者の方は、できる限り出席をしてください。

- (1) 実施期間等

令和7年10月14日（火）から10月27日（月）まで（1時間程度）

※ 時間については、別途指定します。

（2）留意事項

ア 令和7年10月10日（金）正午までに別紙3の2（益城町公私連携保育法人募集見学参加申込書）に記入の上、メールにより、益城町役場こども未来課保育係宛に送信してください。

イ 10月10日（金）午後5時までに受付票を返信しますので、ご持参ください。受付票がない場合、参加はできませんので、ご注意ください。

10 第2回質問及び回答

募集要綱等に関する質問は、益城町ホームページに掲載する別紙4質問書により、メールで提出してください。メール送信後は、送信した旨の連絡をお願いします。

（1）提出期間

令和7年10月14日（火）から10月31日（金）午後5時まで

（2）提出先

益城町役場 こども未来課 保育係

（3）回答方法

提出された質問に対する回答は、令和7年11月7日（金）までに選定を受けた事業者の方全員に返信します。この方法以外での回答は、一切行いません。

11 企画提案書提出期間

企画提案書等は、次のとおり作成し、提出してください。

（1）受付期間 令和7年10月14日（火）から11月28日（金）まで

（2）受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（3）提出先 益城町役場 こども未来課 保育係

（4）提出部数

（6）提出書類	原本	副本
①～⑨	1部	8部
⑩	1部	

（5）提出方法

窓口への持参による※

※ 事前に連絡のうえ、直接持参してください。郵便による提出は、受け付けま

せん。

(6) 提出形式

別紙2（益城町公私連携保育法人指定申請書類）を参照してください。

また、各書類には、ページ番号、表紙・目次を付けるとともに、左綴じとし、書類名（略称可）が分かるよう右端にインデックスを添付して、A4判のファイルに綴じてください。その際の書類の順番は、別紙2（益城町公私連携保育法人指定申請書類）に掲げる順番にしてください。

(7) 提出書類

別紙2（益城町公私連携保育法人指定申請書類）に記載の書類のうち、次の書類を提出してください。

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ① 益城町公私連携保育法人指定申請書 | 別記第1号様式 |
| ② 公私連携型保育所職員計画書 | 別記第1号様式の別添1 |
| ③ 保育所職員体制調書 | 別記第1号様式の別添2 |
| ④ 所長予定者の経歴書 | 別記第1号様式の別添3 |
| ⑤ 公私連携型保育所運営等に関する調書 | 別記第1号様式の別添4 |
| (その1～その4) | |
| ⑥ 申請に係る誓約書 | 別記第1号様式の別添5 |
| ⑦ 指導監査指摘事項調書 | 別記第1号様式の別添6 |
| ⑧ 収支シミュレーション | 別記第1号様式の別添7 |
| ⑨ 収支シミュレーション（人件費内訳） | 別記第1号様式の別添8 |
| ⑩ 別紙2 益城町公私連携保育法人指定申請書類 | |
| ⑩ その他の提出書類 サ～セ | |

1.2 審査及び選考に関する事項

(1) 選定方法

公私連携保育法人選考等委員会による書類審査及びプレゼンテーション審査を経て、町長が公私連携保育法人の候補者を選定します。

(2) 選定基準

選定にあたっては、選考基準により審査します。

(3) 面接審査（第2次選考）

公私連携保育法人選考等委員会によるプレゼンテーション審査を実施します。

会場への入室は、1事業者あたり3名までとし、必ず法人理事長（担当理事又は本

事業の責任者でも可）と園長予定者や主任保育士予定者、会計担当者など法人の代表者として責任をもって対応できる方の出席をお願いします。

ア 日 程 令和7年12月20日（土）～24日（水）（予定）

※ 詳細は、令和7年12月5日（金）までに別途連絡します。

イ 会 場 益城町役場

（4）選考結果の通知

ア 面接審査（第2次選考）

面接審査の結果を文書により通知します。通知の時期は、令和8年1月中旬ごろとします。電話等での受け答えは一切受け付けません。

イ その他

審査の結果、公私連携保育法人の候補者としての基準を満たす法人がない場合は、「該当なし」として、改めて公募を行います。

1.3 公私連携保育法人の指定

候補法人との間で、あらかじめ協議の上、3に規定する協定を締結し、当該法人を公私連携保育法人として指定するものとします。

1.4 協定が締結できない場合の措置等

候補法人が、次に掲げる事項のいずれかに該当することになった場合は、町は協定を締結せず、又は協定を解除し、公私連携保育法人の指定をしないことがあります。この場合において、益城町は12（3）の面接審査で次順位となった法人（候補者としての基準を満たす法人に限る。）を公私連携保育法人の候補者とし、協議の上、3に規定する協定を締結し、当該法人を公私連携保育法人として指定するものとします。

（1）1に規定する法人の要件を欠いたとき。

（2）正当な理由なく協定の締結に応じないとき。

（3）選考をした法人の経営状況の急激な悪化等により、事業の実施が確実にないと認められるとき。

（4）社会的な信用を著しく損なう等により、公私連携保育法人としてふさわしくないと認められる事実が生じたとき。

1.5 注意事項

（1）指定申請書等の提出後に辞退をする場合は、辞退届を提出してください。

- (2) 申請書類等の内容は、明らかな間違いかつ軽微な事項を除き、変更することはありません。
- (3) 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (4) 益城町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- (5) 益城町は、公私連携保育法人の選考経過の公表等が必要な場合には、申請書類等のうち必要な内容を公表できるものとします。なお、提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- (6) 申請書類等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、選定結果の公表をする場合その他、町が必要と認めるときは、申請書等の内容を使用できるものとします。
- (7) 申請に関し必要な費用は、全て申請者の負担とします。
- (8) 審査結果については、応募者全員に文書で通知するとともに、応募の概況（経過等）、審査内容の概要については益城町のホームページで公表します。
- (9) 審査結果に対する異議申立ては受け付けませんが、事前審査を含む選定結果に係る情報開示請求は、令和8年1月26日（月）午後5時まで受け付けます。この場合の回答は、令和8年2月6日（金）（予定）までに行います。
- (10) 本事業は、本件事業の実施に係る予算の議案について益城町議会の議決を得ることを条件として進めています。

1 6 公募のスケジュール

	実施事項	実施時期（予定含む）
1	募集開始	令和7年8月25日 月
2	第1回_質問受付期間	令和7年8月25日 月 ～ 令和7年9月17日 水
3	第1回_施設見学会（任意）	令和7年9月6日 土
4	参加表明受付期間	令和7年8月25日 月 ～ 令和7年10月3日 金
5	事前審査結果通知	令和7年10月8日 水
6	第2回_施設見学会	令和7年10月14日 火 ～ 令和7年10月27日 月
7	第2回_質問受付期間	令和7年10月14日 火 ～ 令和7年10月31日 金
8	企画提案書提出期間	令和7年10月14日 火 ～ 令和7年11月28日 金
9	プレゼンテーション審査（予定） この期間での実施を予定しています。	令和7年12月20日 土 ～ 令和7年12月24日 水
10	審査結果通知	令和8年1月中旬

1 7 問い合わせ先

益城町役場 こども未来課 保育係（担当 松田、松本）

住 所 〒861-2295 熊本県上益城郡益城町大字宮園702

電 話 096-286-3117（直通）

FAX 096-286-4523

メール hoiku-propo@town.mashiki.lg.jp